

東御市障がい者等チャレンジショップ設置運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東御市総合福祉センター（以下、「福祉センター」という。）に障がい者等チャレンジショップ（以下、「チャレンジショップ」という。）を出店し運営する事業の実施を支援するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、福祉センターにチャレンジショップのスペースを確保することにより、高齢者等の介護予防及び障がい者等の社会参加を促進するとともに、これらの活動を市民に広く知らしめることで、誰もが互いに尊重しあう地域共生社会の実現を目指すことを目的とする。

(適正な運営)

第3条 チャレンジショップの出店にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、東御市庁舎管理規則（平成16年規則第7号）その他関係法令等の定めるところに従い、福祉センターを適正に使用するとともに、適正に販売行為等を実施しなければならない。

(対象者等)

第4条 出店者の対象となるのは、次に掲げる事業所等（以下、「対象事業所等」という。）とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設
- (2) 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (3) 障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う施設
- (5) 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う施設
- (6) 介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設
- (7) 介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業を行う施設
- (8) 介護保険法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う施設
- (9) その他市内で活動を行う非営利団体または個人等で、第2条に定める目的に合致するもの

(出店の条件)

第5条 出店場所は福祉センター2階のチャレンジショップ設置区画（以下、「区画」という。）とする。

- 2 出店場所の使用は1日または半日単位とし、福祉センターの開館日に限るものとする。
- 3 出店者は、福祉センターの開館時間内に搬入及び搬出の全てを完了させるものとする。
- 4 開店時刻および閉店時刻は、福祉センターの開館時間内に限り、いずれも出店者が任意で設定できるものとする。
- 5 販売商品の範囲は、対象事業所等が製作する物品又は提供する役務等に限るものとし、各事業所等間での委託及び受託を妨げない。
- 6 区画内の火気の使用は基本的に禁ずるものとする。
- 7 出店にあたっては、対象事業所に属する人員を1人以上配置することに努め、市は販売業務及びその他の業務等に関与しない。
- 8 出店者は、提供する物品及び役務の管理等に責任を持ち、チャレンジショップの利用者等に誠実に

対応しなければならない。

- 9 出店が終了した際には区画の清掃を行い、福祉センターの原状復帰をするものとする。
- 10 市は、売上額等を含むチャレンジショップに関連する出店者情報を、他の対象事業所等に対して提供することができるものとする。

(出店の手続き)

- 第6条 出店を希望する対象事業者等は、出店しようとする月の前月 20 日（その日が福祉センター閉館日の場合はその次の開庁日）までに、市に出店の届出を行うものとする。

- 2 出店者は出店した月の翌月 10 日（その日が福祉センター閉館日の場合はその次の開庁日）までに、売上等について市に報告の届出を行うものとする。

(その他)

- 第7条 この要領に定めのない事項またはこの要領について疑義が生じた際には、出店者は市の判断に従うものとする。

附 則

この要領は令和 7 年 11 月 1 日から施行する。